

## 建築物空気環境測定業（2号）

建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、  
二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒド）  
の測定を行う事業

### 必要書類（各2部）

一部はコピーでよい（松山市で保管用）

登録手数料……35,000円（県証紙）

#### ・登録申請書〔様式第1号〕

申請は事業主（本社又は代表権者のいる営業所）が行うこと。

登録は商業登記の有無に係わらず、営業所ごとにできる。

代表者の住所も記入すること。

#### ・設備・機器名簿〔様式第2号〕（例あり）

浮遊粉じん測定器、一酸化炭素検定器、二酸化炭素検定器、  
温度計、乾湿球湿度計、風速計、空気環境の測定に必要な器具※1

※1：測定器固定用の  
スタンドなど

裏面の精度を有する測定器であること。

一台で多種機能を有する場合は、「〇〇計の機能も有する」と記入。

機種や形式が異なる場合は別々に記入。数量は保管している数を記入。

#### ・監督者等名簿〔様式第3号〕（例あり）

一人の監督者が他の事業登録や複数の営業所の兼務は認められない。

#### ・作業実施方法〔様式第5-1、5-2号〕

1. 「空気環境の測定方法」

2. 「測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法」

3. 「測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名」

上記の「項目名」とその詳細な内容を記入（別紙添付も可）機械器具は、様式第2号の全てを記入。

『清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号）を遵守します。』の一文を最後に記入すること！（内容は添付資料を参考）

委託がない場合は、「なし」と記入。緊急連絡体制は会社や担当者を図式化し、電話番号を記入。

#### ・機械器具の写真

様式第2号の全てを撮影し、器具の名称を記入。

機種が異なる場合は個別に、同機種の場合は1個又は一括して撮影。

#### ・粉じん計の較正票の写し

過去1年以内の記録。購入後1年以内のものには不要。

#### ・監督者に関する書類

空気環境測定実施者講習会修了証書の写し、又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し

修了証書は講習後6年以内、又は再講習後6年以内のもの。

新規登録時に衛生管理技術者だった者が再登録する際は、免状の写しと修了証書の写しが必要。

原本は営業所に保管しておくこと。

#### ・社名、代表者等が確認できる書類

現在事項全部証明

## <測定器具の性能>

(1)浮遊粉じんの量	グラスファイバー紙（0.3マイクロメートルのシリカ酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
(2)一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
(3)二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
(4)温度	0.5 度目盛の温度計
(5)相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計
(6)気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる測定器
(7)ホルムアルデヒドの量	二・四ジニトロフェニルジアゾニウム捕集—高速液体クロマトグラフィー法により測定する機器、四-アミノ-三-ヒドロキシ-五-メチルトーロ-二・四-トリアザール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する機器。

※ (2)～(6)はこれと同等以上の精度を有する測定器を含む。

※ ホルムアルデヒド測定器の配置は、今のところ登録要件にはなっていません。

## <空気環境の測定及び機械器具その他の設備の維持管理基準>

一 空気環境の測定は、下記に定める方法（規則第三条の二第一号）に準じて行うこと。

当該建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75 cm以上150 cm以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該各号の右欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。

(1)浮遊粉じんの量	グラスファイバー紙（0.3マイクロメートルのシリカ酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器
(2)一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
(3)二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
(4)温度	0.5 度目盛の温度計
(5)相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計
(6)気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる測定器
(7)ホルムアルデヒドの量	二・四ジニトロフェニルジアゾニウム捕集—高速液体クロマトグラフィー法により測定する機器、四-アミノ-三-ヒドロキシ-五-メチルトーロ-二・四-トリアザール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する機器。

二 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。

三 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一及び三に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、受託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。

五 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。